



## 土壤汚染対策法の施行状況

環境省は土壤汚染対策法の施行後、法の施行状況や都道府県・政令市が把握する土壤汚染の調査及び対策事例を把握するため、アンケート調査を行っています。このたび、2005年度の土壤汚染対策法の施行状況が公表されましたので、その内容を以下にまとめました。

### 2005年度 土壤汚染対策法施行状況

①土壤汚染対策法に基づく調査:183件(前年度より20件増)→48件が指定区域に指定

②土壤汚染対策法の対象外を含めた調査:1,149件(前年度より174件増)→667件が基準値を超過

### 2005年度末累計 土壤汚染対策法施行状況

①土壤汚染対策法に基づく調査:437件→指定区域112件のうち2005年度末までに累計50件が解除、現在62件が指定区域に指定

②土壤汚染対策法の対象外を含めた調査:4,887件→2,573件が基準値を超過

### 基準値超過物質(多い順)

<揮発性有機化合物>

①トリクロロエチレン(493件)、②テトラクロロエチレン(439件)、③シス-1,2-ジクロロエチレン(333件)

<重金属など>

①鉛及びその化合物(1,205件)、②砒素及びその化合物(672件)、③ふっ素及びその化合物(552件)

対策(2,137件回答) : 掘削除去が1,573件、原位浄化が726件と大半を占めていました。

上記のアンケート調査結果から、明らかのように土壤汚染対策法の契機以外にも土地売買や土地改変などを契機として、土壤汚染調査を行うケースが増えています。

当社は環境計量証明事業所及び指定調査機関として土壤汚染状況調査・分析を行っておりますので、不明な点等ございましたら、ご連絡ください。

資料 2007年11月1日付 化学工業日報

土壤環境部 坂田旭子

## 温泉付きマンションで基準を上回るレジオネラ属菌検出

温泉付きマンションにおいて基準を遥かに上回るレジオネラ属菌が検出されたとの報道がありました。

公衆浴場に該当する場合は、浴槽水の水質検査を定期的に行うようになっていますが、このようなマンションや、一般家庭における浴槽水は法的な規制を受けず、自主的な管理となります。特に、循環式の浴槽設備は設備内でレジオネラ属菌が繁殖しやすく、適切な管理を行わなければレジオネラ属菌繁殖の温床となってしまいます。

浴槽施設は、適切に管理する(薬剤による消毒状況や、ろ過材に代表される循環式設備のメンテナンス等)ことが重要になってきます。

レジオネラ属菌は検査を行わなければ状況が確認できませんので、浴槽施設の管理として水質検査をされることをお勧めいたします。「公衆浴場における衛生等管理要領(厚生労働省)」では、浴槽水の水質検査項目は、濁度・過マンガン酸カリウム消費量・大腸菌群・レジオネラ属菌となっており、検査頻度は、ろ過器を使用しない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は、1年に1回以上、連日使用している浴槽水は、1年に2回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合は、1年に4回以上)、検査を行うように記載されています。

当社でレジオネラ属菌の検査を含めた浴槽水の水質検査を賜っております。お気軽にご相談下さい。

環境分析部 小林正幸

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 東京湾 汚染物質流入に上限
2. 小児環境保健疫学調査の検討会の設置 環境省
3. 玩具安全基準 20年ぶりの見直し 欧州委員会
4. VOC 排出量 44%削減 建産協
5. PCB 廃棄物処理計画の変更に係る意見募集結果
6. PRTR 制度対象物質の指定見直しへ



今すぐ、結果が知りたい!と思った事ありませんか? 業界初新サービス、しかも無料!

「あなたの分析室Webシステム」 過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まであなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。まずは、お問合せください。